平成２４年（フ）第２６９号
埼玉県北本市中丸４丁目64番地10
破産者　井岡　恵子（旧姓長谷川）
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２７１号
さいたま市南区内谷５丁目28番３号
破産者　橋本　　馨（旧名勝俊）
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３９２号
埼玉県桶川市大字坂田723番地の27
破産者　森下　貴司
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７７４号
さいたま市大宮区上小町1177番地　ベルセゾンＤ101
破産者　山中　宏修
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９１１号
埼玉県川口市安行出羽５丁目５番30号　リリー坂下Ｂ―202号
破産者　池上　弘記
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９２６号
さいたま市南区大字太田窪2372番地40　306
破産者　金澤明良こと　白　　寅燁
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５２号
北海道登別市登別東町５丁目16番２号　コーポエフエヌ愛103号
破産者　小柳　哲也
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第６８号
釧路市大楽毛南４丁目４番16号
破産者　柴田　義則
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１０７号
釧路市美原３丁目25番７号
破産者　布谷　順子（旧姓大上）
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２０年（フ）第２８４号
神奈川県鎌倉市浄明寺４丁目18番４号、開始決定時の住所神奈川県鎌倉市腰越５丁目３番１号
破産者　今淵　和夫
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第８２号
青森県三戸郡田子町大字相米字野月６番地の１　野月住宅138号、前住所青森県八戸市大字田面木字外久保12番地１　斉藤アパート２号
破産者　本木あやの
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第２５５号
仙台市泉区東黒松14番３号、住民票上の住所宮城県多賀城市高橋１丁目14番３号
破産者　早坂　　強
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８１号
宮城県大崎市古川旭３丁目１番２―1001号
破産者　北條　龍介
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第２９２号
秋田県男鹿市船川港椿字家ノ後31番地１
破産者　船木　洋明
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４４号
福島県郡山市字賀庄77番地　クレセント安積野202号
破産者　斎藤　　潤
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第２８４号
静岡県湖西市新居町浜名2790番地の１　フォーチュンシティＥ―510号室
破産者　大見　義治
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第３０９号
静岡県浜松市中区十軒町72番地　ブリエひくま202号室
破産者　村井　謙吾
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１１７４号
愛知県犬山市大字橋爪字止々馬木26番地３、開始決定時の住所愛知県犬山市大字五郎丸字清水坪14番地14
破産者　加藤　　均
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５５４号
名古屋市中村区中村中町３丁目14番地の１　横電ビル202号、開始決定時の住所名古屋市昭和区御器所通３丁目22番地　フレストステージ御器所501号
破産者　福井京市こと　金　　京一
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部